

ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅰ 細則

(目的)

第1条 この細則は、湘北短期大学奨学制度基本規程第2条にもとづき、次条以下を内容とする奨学制度（以下「本奨学制度」という。）について定める。なお、この細則で使用する語句の定義は、この細則で定めるものを除き、湘北短期大学奨学制度基本規程の定義と同じとする。

(本奨学制度の名称)

第2条 本奨学制度の名称は、「ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅰ」とする。

(本奨学制度の目的)

第3条 本奨学制度は、ソニー株式会社からの寄付金を原資とするもので、国際理解力を有する人材を育成することを目的とする。

(本奨学制度の選抜条件)

第4条 本奨学制度の選抜条件は、以下の①及び②とする。

①本学が実施する短期海外研修（以下「本件研修」という。）に参加する学生のうち、本学所定の手続きを経てグローバルコミュニケーションセンター長が参加を認めた学生であること

②①の本件研修後においても、英語力の研鑽を積み、高い国際理解力を有するグローバル人材として活躍することが期待される学生であること

2. 本奨学制度を適用する者（以下「国際奨学生Ⅰ」という。）の員数は、40名以内とする。

(本奨学制度の内容)

第5条 本奨学制度は、以下を内容とする。

①本件研修に参加する学生に対する奨学金5万円

②本件研修終了後卒業時まで TOEIC を受験し、

400点以上得点した場合奨励金5万円

500点以上得点した場合奨励金10万円

2. 学生一人に対する前項の奨学金、奨励金の合計額は、在学期間を通じて金15万円を上限とする。

(選考方法)

第6条 本奨学制度の候補とすべき学生は、第4条第1項の条件を満たす学生からの申請書、筆記試験、面接に基づき、学修意欲、基礎知識、コミュニケーション能力などについて、グローバルコミュニケーションセンター長が総合的に判断し、各学科の意見を考慮したうえで選定する。

2. グローバルコミュニケーションセンター長は、前項の学生を、奨学金選考委員会に推薦する。なお、当該奨学金選考委員会には、グローバルコミュニケーションセンター長を委員として加える。

3. 奨学金選考委員会は、前項により推薦された学生の中から40名以内の学生を選出し、国際奨学生Ⅰの候補者を決定する。

4. 奨学金選考委員会は、選出した候補者を学長に推薦し、学長は、推薦された候補者の中から国際奨学生Ⅰを決定する。

(国際奨学生Ⅰ)

第7条 国際奨学生Ⅰが本件研修に参加する際、5万円の奨学金を給付する。

2. 国際奨学生Ⅰが、本件研修終了後、TOEICを受験し、本学卒業までに400点以上を得点したときは5万円、500点以上を得点したときは10万円の奨励金を給付する。

3. 国際奨学生Ⅰは、本学の資格奨励制度（TOEIC）との併用を除き、本学の他の奨学制度を利用すること及び日本学生支援機構の奨学生となることを妨げない。

(事務取扱)

第8条 国際奨学生Ⅰに関する事務は、グローバルコミュニケーションセンター及び学生部が行う。

(定めのない事項)

第9条 この細則に定めのない事項は、湘北短期大学奨学制度基本規程による。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。